



修学支援の充実

[今後の方向と目標]

教育の機会均等の観点から、経済的理由によって修学が困難な高校生等に対して、奨学金事業等を推進する。

[施策の取組]

経済的理由により修学が困難な高校生等の教育の機会均等を図るために、修学資金を必要とする生徒に対し奨学資金を貸与する。加えて、遠距離通学の生徒に対し、通学交通費を貸与する。

働きながら学ぶ定時制・通信制高等学校の生徒に対し、教育の機会均等等を保障し、修学を奨励するため、勤労生徒奨学資金の貸与や、教科書等の給与を行う。

[これまでの主な取組]

高等学校奨学資金貸与事業

勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対して奨学資金を貸与することにより、修学を奨励するとともに有為な人材を育成する。

高等学校通学交通費貸与事業（H21～）

勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対して奨学資金を貸与することにより、修学を奨励するとともに有為な人材を育成する。

勤労生徒奨学金貸与事業

働きながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者で、経済的な理由により修学が困難なものに対して奨学資金を貸与することにより、修学を奨励するとともに有為な人材を育成する。

定時制・通信制高等学校教科書等給与

勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等等を保障するため、定時制及び通信制課程に在学する有職生徒に対して、当該年度において履修するための教科書、学習書の給与を行う。